

# 第90回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和4年1月12日（水）

## 議題是項

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

# 香川県の現状

【1/3～感染警戒対策期（レベル1）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
1月11日現在	1月10日現在	1月11日現在	1月10日現在
155人	119人	12人	6人

1月 累積新規感染者数		12月 累積新規感染者数	
1月11日現在	1月10日現在	1月11日現在	1月10日現在
166人	123人		3人

指 標		1月11日現在	1月10日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	<b>19.7%</b> <入院患者52人／病床264床>	<b>20.5%</b> <入院患者54人／病床264床>
	②　〃 (重症確保病床使用率)	<b>0.0%</b> <重症者数0人／病床30床>	<b>0.0%</b> <重症者数0人／病床30床>
	③ 療養者数（対人口10万人）	10万人当たり <b>17.4人</b> <165人 [入院54人、宿泊療養等111人]>	10万人当たり <b>13.0人</b> <124人 [入院56人、宿泊療養等68人]>
感染状況	④ 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>16.3人</b> <直近1週間 (1/5～1/11) 155人>	10万人当たり <b>12.5人</b> <直近1週間 (1/4～1/10) 119人>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

## 知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願ひ ～感染拡大に対する警戒の強化を～

現在、諸外国を新型コロナウイルス感染症拡大の大きな波が襲っており、我が国においても各地でオミクロン株を含めた新規感染者数が急増する中、本県においても、1月2日、本県初となるオミクロン株の陽性が確認されたことなどを受け、1月3日以降、「感染警戒対策期」として、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じつつ、社会経済活動の維持・回復に向けた取組みを行ってまいりました。

しかしながら、昨日1月11日時点で、直近1週間当たりの累積新規感染者数が155人に達するなど感染拡大傾向が続いていることから、香川県対処方針に基づき、1月13日（木）から対策期を1段階引き上げ、「感染拡大防止対策期」に移行することとし、引き続き、感染拡大の防止に努めていくこととします。

全国的に、デルタ株から感染力が強いと言われているオミクロン株への置き換わりが進んでおり、今後の感染再拡大を何としても食い止める必要があることから、県民の皆さまには、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛していただくことや、会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気や三密回避を徹底していただくこととし、さらに、ワクチン・検査パッケージ制度が適用された場合を除き、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるなど、これまで以上に、適切な感染防止対策を徹底のうえ、行動していただくようお願いするとともに、感染リスクが高い環境にあるなど感染不安を感じる方は、県の登録を受けた医療機関、薬局等において、PCR等の無料検査を受けていただくようお願いいたします。

事業者の皆さまには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底されるようお願いするとともに、クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認いただき、未策定の場合は、早急に策定していただくようお願いいたします。飲食店の皆さまには、感染拡大防止を図るために「かがわ安心飲食店認証」を積極的に取得されるようお願いいたします。

ワクチン接種については、12月から3回目の追加接種が始まりましたが、1、2回目の接種も可能ですので、未だ接種がお済みでない方は、各市町にお問い合わせいただき、ぜひ早めの予約をお願いしたいと思います。

県としましては、感染の拡大を極力抑えるとともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、県民の皆さまに「NO コロナハラスメント」のお願いです。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する恐れがあります。感染者や医療関係者、さらには、その家族などへの差別や偏見、誹謗中傷は決して許されません。また、ワクチンを接種していない人が、ワクチン接種を強制されたり、差別的な扱いを受けることはなりません。県民の皆さまには、正しい情報をもとに冷静な行動をとっていただきますようお願いいたします。

令和4年1月12日

香川県知事 浜田 恵造

# 感染拡大防止対策期における 対策について (1月13日～1月31日)

令和4年1月12日

香川県

# 1 県民への協力要請① (法第24条第9項)

- ・「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請
- ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請
- ・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるよう協力要請（ワクチン・検査パッケージ制度適用者を除く）
- ・外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請  
【別添1】：気をつけていただきたいこと
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請

# 1 県民への協力要請② (法第24条第9項)

- ・感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- ・会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- ・同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請（認証店において、ワクチン・検査パッケージ制度を適用した場合は、5人以上の会食も可）
- ・業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請  
【別添2】(省略)：業種別ガイドライン
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請  
【別添3】：新型コロナウイルス接触確認アプリ

## 2 事業者への協力要請等① (法第24条第9項等)

- ・業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請  
**【別添2】(再掲) : 業種別ガイドライン**
- ・県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請  
**【別添4】: 今後における適切な感染防止策**  
**【別添5】: 飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」**
- ・感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請  
**【別添6】: 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」**
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請
- ・事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- ・飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼

## 2 事業者への協力要請等② (法第24条第9項等)

- ・飲食店に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請（認証店において、ワクチン・検査パッケージ制度を適用した場合は、5人以上の会食も可）
- ・クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

### 3 イベント等の開催（法第24条第9項）

- ・イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請  
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請

**【別添7】：イベント等の開催に係る留意事項**

### 4 県有施設等における対応

- ・適切な感染防止策を講じた上で開館

## 5 県の対応

- ・感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- ・P C R 検査の充実強化を図る。
- ・県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ・ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- ・県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。

## 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年 5月15日 令和3年 4月19日改正  
 令和2年 8月21日改正 令和3年 5月 8日改正  
 令和2年 12月 8日改正 令和3年 7月 9日改正  
 令和3年 1月 8日改正 令和3年 11月24日改正  
 令和3年 3月31日改正 令和3年 12月10日改正  
 令和3年 4月 3日改正 令和4年 1月12日改正

資料2-3

		(1) 感染予防対策期	(2) 感染警戒対策期	(3) 感染拡大防止対策期	(4) 緊急事態対策期	(5) 非常事態対策期	
国の新たなレベル分類		レベル0 感染者ゼロレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたいレベル	
県内の感染状況		新規感染者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができるない状況	
移行基準	①確保病床使用率	—	—	20%以上	50%以上	状況を見て総合的に判断	
	②重症確保病床使用率	—	—	20%以上	50%以上		
	③療養者数 ※ (人口10万人当たり) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	190人程度以上 (20人以上)	380人程度以上 (40人以上)		
	④直近1週間の累積新規感染者数 (人口10万人当たり)	—	5人程度以上 (0.5人以上)	143人程度以上 (15人以上)	285人程度以上 (30人以上)		
<p>○感染の拡大傾向における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況の①～④の指標等を踏まえ、「予測ツール」を参考にして、総合的に判断。また、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○感染の下降局面における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況が2週間ほど継続して安定的に下降傾向にある場合、①～④の指標等を踏まえ総合的に判断</p>							
対応方針	共通事項	「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底、接触確認アプリ（COCOA）のインストール・積極的活用					
	県民への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ①帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底 ②緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える（ワクチン・検査パッケージ制度（VTP）の適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ③外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 ④発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える ⑤業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用			<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底 <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6②による要請】</b> ・(1)(2)(3)(4)(5)の対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45①による要請】</b> ・(1)(2)(3)(4)(5)対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・路上・公園における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動の自粛の要請を検討 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請・時短要請に応じていない飲食店等の利用を厳しく控えるよう要請することを検討	
	事業者への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ・業種別ガイドラインの遵守 ・飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得 ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を働きかけ			<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底 ・感染拡大の傾向が見られる場合、飲食店に対する時短要請を検討  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6①等による要請】</b> ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数削減の取組みの推進の働きかけを検討 ・「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45②等による要請】</b> ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組みの推進の働きかけを検討 ・「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ・国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催 ・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践			<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6①による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として、國の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45②による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として、國の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	・適切な感染防止策を講じた上で開館			<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として時短や休館等を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として時短や休館等を検討	
	<p>○各対策期における措置の実施の要否にあたっては、医療提供体制、感染状況等を総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定</p> <p>○他の都道府県において国が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討</p>						



令和4年1月12日  
部署名：交流推進部観光振興課  
総務・誘客推進グループ  
担当者：仲川、長尾  
連絡先：ダイヤルイン 087-832-3361  
087-831-1111 (内線 3513)

## 「新うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について

「感染拡大防止対策期」への移行に伴い、令和4年1月13日(木)から4名以下の旅行に限定して新規予約の受付・助成適用をします。

### 1 新規予約

令和4年1月13日(木)から4名以下の旅行に限定して新規予約を受け付けます。

\* 同居家族のみの場合は、人数制限の対象とせず、助成を適用します。

\* 対象の隣県が新規予約を停止した場合は、当該隣県在住者の新規予約を停止します。

### 2 既存予約

令和4年1月12日(水)までに予約済の旅行については、人数制限の対象とせず、助成を適用します。

※ただし、今後、香川県又は隣県の感染レベルが「レベル3」に移行した場合は助成を停止し、キャンセル料の補填は行いませんのでご留意ください。

### 3 注意事項

今後の感染状況によっては、助成を停止する場合がありますので、予約申込みやご旅行前には公式HPで最新の情報をご確認ください。

#### 【新うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0017 高松市番町1丁目6-6（甲南アセット番町ビル3F）

営業時間：平日10:00～17:00

公式HP：<https://www.new-kagawa-war-i.com>



## 学校における対応について

資料3－2

学校における感染拡大防止の徹底等を図るため、「感染拡大防止対策期」（1月13日～31日）の間、下記のとおり対応する旨を県立学校長に通知する。

また、市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼する。

### 1 感染症対策について

- 感染拡大防止に向け、「学校における感染症予防対策ガイドライン」、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ること。
- 新学期を迎えるオミクロン株による学校に関連した感染拡大も懸念されることから、健康観察を徹底すること。
- 児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。
- また、児童生徒及び教職員が感染者となった場合、濃厚接触者の特定にあたっては、必要な情報提供など、保健所に協力するとともに、行政検査の対象とならない児童生徒及び教職員に対しPCR検査を実施する学校感染対策検査実施事業の活用を図ること。

### 2 部活動について

- 全国大会やブロック大会等への参加を除き、宿泊を伴う活動や県外での練習試合等への参加等は実施しないこと。
- 部活動は準備や片付けを含めて、できる限り短時間で効率的に行うこと。

#### 【実施の可否】

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	
ウ	県内大会等への参加	
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

### 3 特別活動等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置区域での活動は原則として行わないこと。また、宿泊を伴う活動で、これらの区域以外の区域や県内での活動も、訪問先の状況等を勘案のうえ、実施の可否を検討すること。
- 宿泊を伴わない活動は、訪問先の状況等を勘案のうえ、実施の可否を判断すること。実施にあたっては、感染症対策を徹底すること。
- 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家の集団学習は、日帰りのみ受入れを行う。

# 香川県の現状

【1/3～感染警戒対策期（レベル1）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
1月11日現在	1月10日現在	1月11日現在	1月10日現在
155人	119人	12人	6人

1月 累積新規感染者数		12月 累積新規感染者数	
1月11日現在	1月10日現在	1月11日現在	1月10日現在
166人	123人	3人	

指 標		1月11日現在	1月10日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	<b>19.7%</b> <入院患者52人／病床264床>	<b>20.5%</b> <入院患者54人／病床264床>
	②〃 (重症確保病床使用率)	<b>0.0%</b> <重症者数0人／病床30床>	<b>0.0%</b> <重症者数0人／病床30床>
	③療養者数（対人口10万人）	10万人当たり <b>17.4人</b> <165人 [入院54人、宿泊療養等111人]>	10万人当たり <b>13.0人</b> <124人 [入院56人、宿泊療養等68人]>
感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>16.3人</b> <直近1週間 (1/5~1/11) 155人>	10万人当たり <b>12.5人</b> <直近1週間 (1/4~1/10) 119人>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

感染拡大防止

対策期

(1月13日～1月31日)

# 新型コロナウイルス うつらない、うつさない 気をつけていただきたいこと

## 飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

マスクの着用を！  
大声で会話しない！

## 接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

手洗い・消毒を  
こまめに！

## マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空气中を漂います。

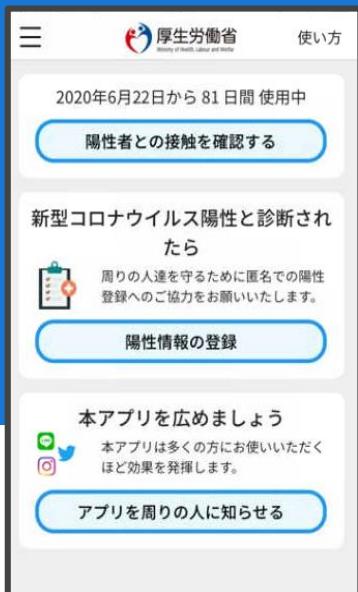
適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。  
ご協力をお願いします。

# 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

**自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。**

# 厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ (略称: COCOA) COVID-19 Contact Confirming Application



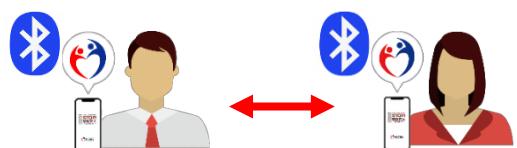
\*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

## 1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはでません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します

※記録は14日経過後に無効となります

※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません

※ブルートゥースをオフにすると情報は記録しません

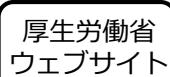
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



# 新型コロナウィルス接触確認アプリ 利用者向けQ&A

## 問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウィルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

## 問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウィルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

## 問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

## 問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

## 問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することなく、記録することもありません。

## 問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

## 問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

## 問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウィルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者の感染可能期間で、最大過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センター等の連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

## 問9 新型コロナウィルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。

## 問10 新型コロナウィルス感染症の陽性者と診断されましたら、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

## 問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センターなどの連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

## 問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

# 今後における適切な感染防止策

別添4

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止</li><li>・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限</li></ul>
三つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保</li><li>・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)</li><li>・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</li></ul>
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li><li>・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li><li>・他人と共に用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする</li><li>・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒</li><li>・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒</li><li>・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止</li><li>・感染防止のための取組や、「三つの密」等を避ける行動を徹底、特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意</li></ul>

# 新型コロナウイルス うつらない、うつさない 飲食事業者の皆様へ 店舗等での感染防止策の確実な実践

- ◎ 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証取得を！
- ◎ 業種別ガイドライン等の徹底を！
  - ・ 対人距離の確保（斜め向かいに座るなど）
  - ・ パーティションの活用
  - ・ 会話の際は、マスクを着用
  - ・ 適切な換気

ご協力をお願いします。

# 新型コロナウイルス うつらない、うつさない

当事業所は、\_\_\_\_\_が策定した、感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止策を実施しています。

- 従業員の**体調確認**を徹底します。
- 三つの「密」**（密閉・密集・密接）の防止を徹底します。  
(**十分な間隔の確保**、**換気を行う**)
- 飛沫感染、接触感染の防止を徹底します。  
(**マスク着用**、**手指の消毒**の励行)

その他、以下のような対策を実施します。

- 
- 
- 

御理解と御協力を願いいたします。

事業所名

# イベント等の開催に係る留意事項

別添7

## 【イベント等の開催制限】

	収容率	人数上限
大声なし	100%以内 ※1	5,000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方
大声あり	50%以内 ※2	

※1 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を空ける。

※2 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m、最低1m）を空ける。

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度としてください。

## 【チェックリストの作成・公表】

- イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表してください。 【省略】別紙1・参考資料（別紙4）
- 県にチェックリストを提出する必要はありませんが、イベント終了日から1年間保管してください。
- 感染防止安全計画を策定する場合は、チェックリストを作成する必要はありません。

## 【感染防止安全計画の策定・提出】

- 人数上限を緩和して、大声なしの5,000人超かつ収容率50%超イベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けてください。 【省略】別紙2・参考資料（別紙4）
- イベント終了後、1ヶ月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出してください。 【省略】別紙3